

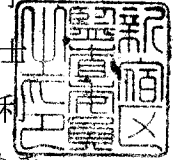


新宿区監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、定期監査の結果に基づき新宿区教育委員会が講じた措置について別紙のとおり公表する。

令和5年12月14日

新宿区監査委員	白井裕子
同	小池勇士
同	國井政利
同	木もとひろゆき

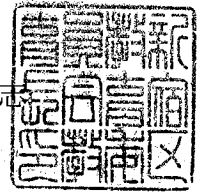




5新教教管第1353号
令和5年12月7日

新宿区監査委員 白井 裕子 様
同 小池 勇士 様
同 國井 政利 様
同 木もと ひろゆき 様

新宿区教育委員会
教育長 針谷 弘 志



定期監査の結果に基づく措置について（通知）

令和5年9月8日付け5新監査第159号による「令和5年度定期監査の結果について」の中で指摘を受けた事項について、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき通知します。



監査結果に基づき教育委員会が措置を講じた事項

監査結果報告書の種別	令和5年度 定期監査（前期）結果報告書
監査結果（指摘事項）	
<p>◎物品購入契約に係る事務処理を適正にされたいもの</p> <p>学校運営課（以下「課」という。）では、区立小学校及び区立中学校で使用する備品及び消耗品を購入するため、見積競争の結果、物品購入に係る4件の随意契約を、年2回、同一事業者（A社）と同日に締結していた。</p> <p>課が締結した7月1日及び2月1日に締結した随意契約は、納期限が極めて近く、契約を分割する理由も特段認められず、特定の事業者でなければ納入できない合理的な理由は認められなかった。また、両日の予定金額の合計も、随意契約が可能な範囲を超えていたため、正しくは、一括の契約とし、入札に付すべきであった。</p> <p>課については、令和3年度及び令和4年度の定期監査において、物品購入及び工事契約に係る事務処理について、契約制度の趣旨を踏まえた内部統制の充実強化に関する意見を述べたところである。</p> <p>今年度を含め3年度にわたり同様の事例が見られていることは、法令遵守に対する意識が欠如していたと言わざるを得ない。</p> <p>課においては、徹底した再発防止に取り組まれない。</p>	
講じた措置の内容（改善措置を検討中の場合はその旨を記載）	
<p>当課では、新宿区契約事務規則に基づき入札に付すべき契約案件について、3年度にわたり不適正な事務処理が続いたことを猛省し、係長・主査会を中心に、今後の改善に向けた具体的取組を検討・決定し、コンプライアンス遵守の徹底に向けて取り組んでいる。</p> <p>具体的には、基礎知識の確認と再発防止の対策として、契約等に関して留意すべき事項をまとめたチェックリスト「契約・会計・庶務事務で特に注意する11の項目」を職員一人ひとりに配付し、日々の事務処理に活用している。</p> <p>また、幼稚園や学校とも連携を図りながら、あらかじめ物品等の購入時期を定め、年間での入札を予定した事務処理体制とすることや、組織内で物品等の購入予定案件をリストにし、課全体で共有することで、適切な契約事務処理となるよう取り組んでいる。</p> <p>さらには、4カ月ごとに契約・支出等事務執行の点検により、進捗状況管理を徹底するほか、令和5年11月17日に教育委員会事務局で開催した「若手職員による実務能力強化塾」の研修に際しては、研修資料の作成においても、課全体で共有の上、調製するとともに、係長・主査も研修に出席し、実務及び管理監督能力の向上に努めるなど、適正な事務処理の遂行を図ることで、再発防止を徹底していく。</p>	